

備えて安心 53
 地震
 ～南海地震などあらゆる災害への備え～

「消したかな」

あなたを守る

合言葉

11月9日(火)から11月15日(月)までの7日間、「消したかな」あなたを守る合言葉』を全国統一の標語として「平成22年秋の防災予防運動」が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、皆さんの防災への意識を高めることによって、火災の発生を防止し、死傷者の発生を予防、財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんも、住宅用火災警報器や消火器の設置・点検を行っていただくとともに、火を取り扱う場合には、細心の注意をしてくださいますようお願いいたします。



睦焼きなどの火入れには許可が必要です

火災などの災害を未然に防止するためには、町民の皆さんのご理解ご協力が必要不可欠です。

火を取り扱うことは、さまざまな法律で禁止され、また禁止されていなくても許可が必要な場合があります。この「火入れ」についても、適切な手続きを行っていただくことで、消防署や役場が火入れに関する情報を把握することができま。これにより万が一、火災が発生した場合、迅速な対応が可能となります。

皆さんの生命・財産を守るためにも、火入れを行う際は次の点にご注意ください。

◆火入れについて

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地改良のために火入れを行う場合には、火入れを開始する7日前までに、役場に「火入れ許可申請書」

を提出してください。

役場では、火入れ許可申請書の内容を確認し、問題がなければ「火入れ許可証」を交付します。(火入れを行うことに問題がある場合は許可できず、火入れ許可証の交付はしません。)

○「火入れ」の連絡先

本庁 総務課 消防防災係
 ☎ 43-2112 (直通)

佐賀支所 地域住民課
 総合窓口第1係

☎ 55-3113 (直通)

◆火災とまぎらわしい煙または火災を発生させるおそれのある行為について

屋外で、火災とまぎらわしい煙または火災を発生させるおそれのある行為をする場合には、黒潮消防署へ「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為の届出書」を提出してください。

○「火災とまぎらわしい煙または火災を発生させるおそれのある行為」の連絡先

黒潮消防署

☎ 55-2500

地域の防災サポーター養成講座 参加者募集

1、開催趣旨

今世紀前半の発生が予想されている南海地震に対して、被害の軽減および被災後の地域の維持・継続を図るため、防災に関する一定の知識と技術を有する人材を育成する。

2、講座の日程 *第2講座は①、②のいずれかで受講願います。

項目	第1講座 - 座学 -	第2講座 - 救命講習 -	第3講座 - 講話・実技 -
日時	11月27日(土) 9:30~12:00	①12月11日(土) ②12月12日(日) ※①、②とも9:00~12:00	1月29日(土) 9:30~15:00
場所	幡多青少年の家	①保健福祉センター (黒潮町役場大方庁舎前) ②黒潮消防署	幡多青少年の家
内容	・有識者による防災対策等についての講演 ・起震車体験	・普通救命講習 (心肺蘇生法+AED操作)	・震災の語り部による講話 ・防災気象講座 ・応急処置など災害時に役立つ技術の講習



昨年度の实技講習の様子

3、定員及び受講対象者

定員は30名程度。町内在住で防災に興味のある方

4、申込期限

11月19日(金)までに、下記の問い合わせ先へ申込をお願いします。

※本講座を全て受講した方は「黒潮町地域防災サポーター」と認定し、認定証を贈るとともに地域で活動する際に使用するユニホームを支給します。

●このページの記事に関するお問い合わせは、以下にお願いします。

【本庁】総務課 消防防災係 ☎43-2112(直通) 【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)